

平成30年2月から

年金事務所の厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用・徴収機能に移管・集約しました

適用・徴収業務の強化を図るために、新潟東年金事務所の厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用・徴収機能を新潟西年金事務所に移管・集約しました。
これに伴い、事業主の皆様の手続きやご照会などの窓口を変更しました。

【移管・集約された部署(課)】

【移管・集約先】

新潟東年金事務所

- ・厚生年金適用調査課
- ・厚生年金徴収課

(管轄区域)

北区、東区、中央区のうち信濃川
以東の地域、江南区、秋葉区、南
区、五泉市、東蒲原郡



新潟西年金事務所

電話番号

025-225-3008(代表)

〒951-8558

新潟県新潟市中央区西大畑町
5191-15

【対象業務】

以下の業務は、平成30年2月以降、新潟西年金事務所で行っております。

- ・厚生年金保険等(船員保険含む)の届書等の受付・相談
- ・厚生年金保険等(船員保険含む)の未加入事業所に対する加入指導
- ・厚生年金保険等(船員保険含む)の適用事業所に対する調査
- ・厚生年金保険等(船員保険含む)の保険料の収納
- ・厚生年金保険等(船員保険含む)の保険料の滞納整理 等

※なお、年金相談及び国民年金に関する業務は引き続き、各年金事務所で行っております。

◎事業主の皆様には、ご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。